

# 新旧对照表

頁	改正前	頁	改正後
P21	<p>か) デジタルカメラを使用した場合は、サービスサイズ程度の大きさにプリントアウトしたものを提出すること。</p> <p>5) <b>商業登記事項証明書</b>  6) <b>地積測量図</b>  7) <b>登記事項証明書（抵当権等が抹消済のもの）</b></p> <p>※4) 市が求めた場合のみ提出すること。  ※6) <b>商業登記事項証明書については、申請者が法人の場合で、その本店が山口地方法務局宇部支局の管轄外の場合のみ必要。</b></p> <p>※7) 地積測量図については、工事完了時提出の確定測量図面積と一致させること。</p> <p>④ 法第32条協議により、宇部市に帰属しないで事業主で所有することとなる開発道路(都市計画法上の道路)については、分筆し、地目を公衆用道路とすること。また、登記事項証明書の写し及び公図または14条地図を開発行為の完了時まで提出すること。</p> <p>⑤ 官民境界については永久標識(宇部市プレート等)を設置すること。なお、標識の位置は確定測量図に明記すること。</p> <p>⑥ 開発行為に伴って生ずる紛争等については、当事者間において協議解決すること。</p> <p>⑦ 公共施設等に損傷を与えた場合には、管理者と協議し原形復旧すること。</p>	P24	<p><u>か) デジタルカメラで撮影した写真をプリントアウトして提出する場合、写真サイズはサービスサイズを基本とする。</u></p> <p>P25</p> <p>5) 地積測量図  6) 登記事項証明書(抵当権等が抹消済のもの)  7) <b>帰属することとなる公共施設の写真</b></p> <p>※4) <u>及び7)</u> 市が求めた場合のみ提出すること。  ※5) 地積測量図については、工事完了時提出の確定測量図面積と一致させること。</p> <p>④ <u>事業主は、開発行為の完了までに下記図面（最終許可図面）PDFデータの提出に協力すること。</u>  提出図面 1) <u>開発区域位置図</u>  2) <u>開発区域区域図</u>  3) <u>土地利用計画図</u>  4) <u>造成計画平面図</u>  5) <u>排水施設計画平面図（雨水）</u></p> <p>⑤ 法第32条協議により、宇部市に帰属しないで事業主で所有することとなる開発道路(都市計画法上の道路)については、分筆し、地目を公衆用道路とすること。また、登記事項証明書の写し及び公図または14条地図を開発行為の完了時まで提出すること。</p> <p>⑥ 官民境界については永久標識(宇部市プレート等)を設置すること。なお、標識の位置<u>及び種類</u>は確定測量図に明記すること。</p> <p>⑦ 開発行為に伴って生ずる紛争等については、当事者間において協議解決すること。</p> <p>⑧ 公共施設等に損傷を与えた場合には、管理者と協議し原形復旧すること。</p>



頁	改正前	頁	改正後
P22	<p>⑧ 開発行為でない旨の届出  土地の区画形質の変更であっても、その目的が農地造成、土捨て場、土取り場、青空資材置場、青空駐車場等、主として建築物の建築又は特定工作物の建設でないものは、開発行為に該当しないため開発許可は不要であるが、この場合には開発行為でないことを明確にするため、別紙開発行為でない旨の届出（様式3）を提出すること。ただし、都市計画区域内においては、1,000m<sup>2</sup>未満、都市計画区域外においては、1ha未満の造成等についてはこの限りではない。</p> <p>尚、土砂等を搬入する場合、特に建設残土を搬入される場合は、管理者(施工者)において、汚染土壌の搬入を未然防止されるよう十分留意すること。</p> <p>また、周辺住民等からの苦情、疑念のないよう、管理者(施工者)において適切な管理・対応をすること。</p> <p>⑨ 建設材料（アスファルト等）は可能な限り再生資材を使用するとともに、建設副産物は再生利用できるよう適切に処理すること。</p>	P25	<p>⑨ 開発行為でない旨の届出  土地の区画形質の変更であっても、その目的が農地造成、土捨て場、土取り場、青空資材置場、青空駐車場等、主として建築物の建築又は特定工作物の建設でないものは、開発行為に該当しないため開発許可は不要であるが、この場合には開発行為でないことを明確にするため、別紙開発行為でない旨の届出（様式3）を提出すること。ただし、都市計画区域内においては、1,000m<sup>2</sup>未満、都市計画区域外においては、1ha未満の造成等についてはこの限りではない。</p> <p>尚、土砂等を搬入する場合、特に建設残土を搬入される場合は、管理者(施工者)において、汚染土壌の搬入を未然防止されるよう十分留意すること。</p> <p>また、周辺住民等からの苦情、疑念のないよう、管理者(施工者)において適切な管理・対応をすること。</p> <p>⑩ 建設材料（アスファルト等）は可能な限り再生資材を使用するとともに、建設副産物は再生利用できるよう適切に処理すること。</p>
P23	第4 附則	P26 (追加)	第4 附則 19 令和6年4月1日 改正

頁	改正前	頁	改正後																				
P30	<p style="text-align: center;">様式3 <b>開発行為でない旨の届出</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宇部市長 様</p> <p style="margin-left: 150px;">届出者 住 所 氏 名 (電話 局 )</p> <p style="margin-left: 150px;">地権者 住 所 氏 名 (電話 局 )</p> <p>私が工事施工中の下記の土地は 農地造成 土取り場 であつて宅地造成ではありません。 土捨て場 ( )</p> <p>なお宅地とする場合は、私の責任において 都市計画法 にもとづく許可を受けますのでお届けし ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>土地の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>土地の地目</td><td></td></tr> <tr><td>土地の面積</td><td></td></tr> <tr><td>添付図書</td><td>位置図(1/2,500)、区域図(1/500程度)、公園等</td></tr> <tr><td>購入上の種類</td><td><input type="checkbox"/>購入なし <input type="checkbox"/>購入上(購入先: ) <input type="checkbox"/>建設残土(発生場所: ) <input type="checkbox"/>その他( )</td></tr> </table>	土地の所在地		土地の地目		土地の面積		添付図書	位置図(1/2,500)、区域図(1/500程度)、公園等	購入上の種類	<input type="checkbox"/> 購入なし <input type="checkbox"/> 購入上(購入先: ) <input type="checkbox"/> 建設残土(発生場所: ) <input type="checkbox"/> その他( )	P33	<p style="text-align: center;">様式3 <b>開発行為でない旨の届出</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宇部市長 様</p> <p style="margin-left: 150px;">届出者 住 所 氏 名 (電話 局 )</p> <p style="margin-left: 150px;">地権者 住 所 氏 名 (電話 局 )</p> <p>私が工事施工中の下記の土地は 農地造成 土取り場 であつて宅地造成ではありません。 土捨て場 太陽光発電施設 ( )</p> <p>なお宅地とする場合は、私の責任において都市計画法にもとづく許可を受けますのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>土地の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>土地の地目</td><td></td></tr> <tr><td>土地の面積</td><td></td></tr> <tr><td>添付図書</td><td>位置図(1/2,500)、区域図(1/500程度)、公園等</td></tr> <tr><td>購入上の種類</td><td><input type="checkbox"/>購入なし <input type="checkbox"/>購入上(購入先: ) <input type="checkbox"/>建設残土(発生場所: ) <input type="checkbox"/>その他( )</td></tr> </table> <p style="font-size: small;">※太陽光発電施設においては、建築物が無いものに限る (上記添付図書の他に配置が面図、構造図等を添付すること)</p>	土地の所在地		土地の地目		土地の面積		添付図書	位置図(1/2,500)、区域図(1/500程度)、公園等	購入上の種類	<input type="checkbox"/> 購入なし <input type="checkbox"/> 購入上(購入先: ) <input type="checkbox"/> 建設残土(発生場所: ) <input type="checkbox"/> その他( )
土地の所在地																							
土地の地目																							
土地の面積																							
添付図書	位置図(1/2,500)、区域図(1/500程度)、公園等																						
購入上の種類	<input type="checkbox"/> 購入なし <input type="checkbox"/> 購入上(購入先: ) <input type="checkbox"/> 建設残土(発生場所: ) <input type="checkbox"/> その他( )																						
土地の所在地																							
土地の地目																							
土地の面積																							
添付図書	位置図(1/2,500)、区域図(1/500程度)、公園等																						
購入上の種類	<input type="checkbox"/> 購入なし <input type="checkbox"/> 購入上(購入先: ) <input type="checkbox"/> 建設残土(発生場所: ) <input type="checkbox"/> その他( )																						
	- 30 -		- 33 -																				

頁	改正前	頁	改正後																										
		P34 (追加)	<p data-bbox="1317 304 1787 320">予定建築物等以外の建築等の許可（都市計画法第42条第1項ただし書き）</p> <p data-bbox="1317 363 1384 379">添付書類</p> <table border="1" data-bbox="1317 387 1816 778"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1317 387 1742 411">予定建築物等以外の建築等許可申請書</td> <td data-bbox="1742 387 1816 411"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 411 1742 435">予定建築物の配置図</td> <td data-bbox="1742 411 1816 435"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 435 1742 459">予定建築物の各階平面図、立面図</td> <td data-bbox="1742 435 1816 459"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 459 1742 483">位置図、区域図</td> <td data-bbox="1742 459 1816 483"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 483 1742 507">公園</td> <td data-bbox="1742 483 1816 507"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 507 1742 531">求積図</td> <td data-bbox="1742 507 1816 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 531 1742 555">土地利用計画図</td> <td data-bbox="1742 531 1816 555"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 555 1742 579">排水計画図</td> <td data-bbox="1742 555 1816 579"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 579 1742 603">検査済証の写し又は開発登録簿の写し</td> <td data-bbox="1742 579 1816 603"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 603 1742 627">登記簿謄本</td> <td data-bbox="1742 603 1816 627"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 627 1742 651">同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）</td> <td data-bbox="1742 627 1816 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 651 1742 675">権利者一覧表含む</td> <td data-bbox="1742 651 1816 675"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 675 1742 699">区域劃の變更届</td> <td data-bbox="1742 675 1816 699"></td> </tr> </tbody> </table>	予定建築物等以外の建築等許可申請書		予定建築物の配置図		予定建築物の各階平面図、立面図		位置図、区域図		公園		求積図		土地利用計画図		排水計画図		検査済証の写し又は開発登録簿の写し		登記簿謄本		同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）		権利者一覧表含む		区域劃の變更届	
予定建築物等以外の建築等許可申請書																													
予定建築物の配置図																													
予定建築物の各階平面図、立面図																													
位置図、区域図																													
公園																													
求積図																													
土地利用計画図																													
排水計画図																													
検査済証の写し又は開発登録簿の写し																													
登記簿謄本																													
同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）																													
権利者一覧表含む																													
区域劃の變更届																													



変更許可及び変更届の取扱い

開発区域の位置、区域及び規模 (法第30条第1項第1号)			
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目
開発区域の位置、区域、規模の変更	○		区域の第一種開発区域の第一種の変更 区域の第二種の変更
工業区、工区の区域の変更	○		その他の変更
予定建築物等の用途 (法第30条第1項第2号)			
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目
予定建築物の用途の変更	○		その他の変更
開発行為に関する設計 (法第30条第1項第3号)			
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目
公共・公益的施設(道路、公園、緑地、水路、上下水道等)の変更 申請者との変更協議を要するもの	○		設計の変更
区域図の変更	○		
予定建築物の敷地の形状の変更(敷地の規模の1/10以上の増減、住宅以外の建築物又は第1種特定工作物の敷地の規模を増加し、かつ1,000㎡以上となるもの)	○		
予定建築物の敷地の形状の変更(上記以外の場合)		○	
計画地盤高の変更	○		
道路の変更(位置、形状、幅員、舗装構成等)	○		
道路勾配の変更(許可時より急勾配となる場合)	○		
法面勾配の変更(許可時より緩勾配となる場合)		○	
現場打ち二次製品の変更(擁壁、排水施設(側溝・側溝等))	○		
二次製品の製品変更(擁壁・排水施設等 参照等品の場合に限る)		○	
擁壁の変更(位置、種類、高さ、寸法、勾配、追加・削除)	○		
構造物の基礎材の変更(起しコンクリート・砕石等)		○	
排水施設の変更(位置、種類、規格、形状、勾配、追加・削除)	○		
排水施設、排水施設の経路の変更	○		
雨水例の寸法の変更(高さにより変更が変更するもの)	○		
雨水例の寸法の変更(高さにより変更が変更しない等の軽微なもの)		○	
軟弱地盤対策工の変更(対策工種、追加・削除等)	○		
軟弱地盤対策工の変更(追加量、改良深等の軽微な変更に限る)		○	
構造・安定計算書の変更を行うもの	○		
基礎計算書の変更を行うもの	○		
工事施行者 (法第30条第1項第4号)			
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目
工事施行者の変更(転讓などの以外の変更)	○		その他の変更
工事施行者の代表者氏名、名称又は住所のみの変更		○	
工事施行者の変更(自己居住用及び1ha未満の自己業務用の場合)		○	
その他省令で定める事項 (法第30条第1項第5号)			
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目
工事の着手予定年月日、完了予定年月日の変更		○	その他の変更
自己用・非自己用、居住用・業務用の別の変更	○		
資金計画の変更(非自己用、1ha以上の自己業務用の場合)	○		

※その他の変更内容については、別途協議による。

変更許可及び変更届の取扱い

開発区域の位置、区域及び規模 (法第30条第1項第1号)			
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目
開発区域の位置、区域、規模の変更	○		区域の第一種の変更 区域の第二種の変更
工業区、工区の区域の変更	○		その他の変更
予定建築物等の用途 (法第30条第1項第2号)			
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目
予定建築物の用途の変更	○		その他の変更
開発行為に関する設計 (法第30条第1項第3号)			
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目
公共・公益的施設(道路、公園、緑地、水路、上下水道等)の変更 申請者との変更協議を要するもの	○		設計の変更
ガス供給施設の変更	○		
区域図の変更	○		
予定建築物の敷地の形状の変更(敷地の規模の1/10以上の増減、住宅以外の建築物又は第1種特定工作物の敷地の規模を増加し、かつ1,000㎡以上となるもの)	○		
予定建築物の敷地の形状の変更(上記以外の場合)		○	
計画地盤高の変更	○		
道路の変更(位置、形状、幅員、舗装構成等)	○		
法面勾配の変更(許可時より急勾配となる場合)	○		
法面勾配の変更(許可時より緩勾配となる場合)		○	
現場打ち二次製品の変更(擁壁、排水施設(側溝・側溝等))	○		
二次製品の製品変更(擁壁・排水施設等 参照等品の場合に限る)		○	
擁壁の変更(位置、種類、高さ、寸法、勾配、追加・削除)	○		
構造物の基礎材の変更(均しコンクリート・砕石等)		○	
排水施設の変更(位置、種類、規格、形状、勾配、追加・削除)	○		
排水施設、排水施設の経路の変更	○		
雨水例の寸法の変更(高さにより変更が変更するもの)	○		
雨水例の寸法の変更(高さにより変更が変更しない等の軽微なもの)		○	
軟弱地盤対策工の変更(対策工種、追加・削除等)	○		
軟弱地盤対策工の変更(追加量、改良深等の軽微な変更に限る)		○	
構造・安定計算書の変更を行うもの	○		
基礎計算書の変更を行うもの	○		
工事施工 (法第30条第1項第4号)			
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目
工事施工者の変更(転讓などの以外の変更)	○		その他の変更
工事施工者の代表者氏名、名称又は住所のみの変更		○	
工事施工者の変更(自己居住用及び1ha未満の自己業務用の場合)		○	
その他省令で定める事項 (法第30条第1項第5号)			
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目
工事の着手予定年月日、工事完了予定年月日の変更		○	その他の変更
自己用・非自己用、居住用・業務用の別の変更	○		
資金計画の変更(非自己用、1ha以上の自己業務用の場合)	○		
その他の変更			
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目
申請者(法人)の代表者氏名又は住所のみの変更(申請に関する以外)		○	

※記載のない事項の変更については、別途協議による。

(2) 許可申請書添付図面  
 ア 通常添付が必要図面

【控 方位（構造図及び縦断面図を除く）、縮尺を記入すること。  
 平面図においては開発区域を黒で囲むこと。】

図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考
開発区域位置図	1/10,000 以上	1 開発区域周辺の都市施設の位置及び名称 2 土地の形状 3 市境界とその名称 4 用途地域の区分及び他の法令による規制区域	・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について表示すること。
開発区域区域図	1/2,500 以上	1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の縮尺まで作成すること。
現況図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設の位置及び形状 3 既存の建築物及び構築物の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び樹木の状況 5 法定外公共物種及び接続道路種名称	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の縮尺まで作成すること。
公園の等し	公園図本と等倍	1 用途・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市野の区域内の町又は字の境界とその名称 3 航空年月日、航空者の氏名及び航空法務局の名称 4 土地の地番、地目及び権利者名	・開発区域の隣接となる公園まで縮尺すること。
水 路 図	1/500 以上	1 開発区域全体の水路表 2 公共施設ごとの水路表	・地籍は市界第三図面を参照すること。
土地利用計画図	1/500 以上 ただし、ゾーリングの場合は 1/1,000 以上	1 開発区域を工区に分けたときは工区表 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員 4 排水施設の位置、形状及び水の流れる方向 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の種類、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合においては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合においては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設の位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積	・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・空地、道路、調整池の方面、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発申請書の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内は、白抜き（コンタ等抜き）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。

(2) 許可申請書添付図面  
 ア 通常添付が必要図面

【控 方位（構造図及び縦断面図を除く）、縮尺を記入すること。  
 平面図においては開発区域を黒で囲むこと。】

図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考
開発区域位置図	1/10,000 以上	1 開発区域周辺の都市施設の位置及び名称	・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について表示すること。
開発区域区域図	1/2,500 以上	1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の縮尺まで作成すること。
現況図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設の位置及び形状 3 既存の建築物及び構築物の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び樹木の状況 5 法定外公共物種及び接続道路種名称	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の縮尺まで作成すること。
公園の等し	公園図本と等倍	1 用途・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市野の区域内の町又は字の境界とその名称 3 航空年月日、航空者の氏名及び航空法務局の名称 4 土地の地番、地目及び権利者名	・開発区域の隣接となる公園まで縮尺すること。
水 路 図	1/500 以上	1 開発区域全体の水路表 2 公共施設ごとの水路表	・地籍は市界第三図面を参照すること。
土地利用計画図	1/500 以上 ただし、ゾーリングの場合は 1/1,000 以上	1 開発区域を工区に分けたときは工区表 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び種別等 4 排水施設の位置、形状及び水の流れる方向 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の種類、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合においては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合においては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設の位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積	・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・空地、道路、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発申請書の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内は、白抜き（コンタ等抜き）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。



頁	改正前	頁	改正後															
P36	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の名称</th> <th>縮尺</th> <th>明示すべき事項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>           10 敷地に係る予定建築物等の用途            11 公益的施設の敷地の名称、位置、形状及び面積            12 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、標本又はその案図の位置            13 建築物を設ける場合にあっては、建築物の位置、形状及び幅員            14 のり面（がけを含む。）の位置、形状及び勾配            15 調整の位置及び幅員            16 給水施設及び排水施設の位置         </td> <td></td> </tr> <tr> <td>造成計画平面図</td> <td>1/500 以上 ただし、ゴルフコースの建設の用に供する開発行為の計画は、1/2,000 以上</td> <td>           1 開発区域を正区に分けるときは正区算            2 現況の地形（等高線は2メートルの等高線ごとに記入すること。）            3 地上部分については赤黄色で、盛土部分については赤緑色でそれぞれ色分け            4 法面保護の方法            5 がけ、擁壁の位置、種類、形状、長さ及び高さ            6 道路の位置、形状、幅員、勾配            7 道路の中心線及び計画高            8 街区の長辺及び短辺の長さ            9 予定建築物等の敷地の形状及び計画高            10 公園、緑地及び広場並びに公益的施設の敷地、位置及び形状            11 縦断断面の表示            12 1ヘクタール以上の位置及び高さ            13 消防水利施設等の位置及び形状            14 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状         </td> <td>           ・現況線は細く、計画線は太く表示すること。         </td> </tr> <tr> <td>造成区域縦断断面図</td> <td>縦断断面図 1/500 以上 横断断面図 1/100 以上</td> <td>           1 開発区域の縦断（実測）            2 縦断断面図            3 基準線（D、L）            4 現況地盤面と計画地盤面            5 地上部分については赤黄色で、盛土部分については赤緑色でそれぞれ色分け            6 計画地盤高及び現況地盤高            7 がけ、擁壁及び道路の位置、種類及び形状            8 ボックスカルットの、多孔質、その他構造物の位置、種類及び形状            9 土留の位置、形状及び勾配            10 法定外公共物の位置及び幅員         </td> <td>           ・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。            ・現況線は細く、計画線は太く表示すること。         </td> </tr> </tbody> </table>	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考			10 敷地に係る予定建築物等の用途 11 公益的施設の敷地の名称、位置、形状及び面積 12 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、標本又はその案図の位置 13 建築物を設ける場合にあっては、建築物の位置、形状及び幅員 14 のり面（がけを含む。）の位置、形状及び勾配 15 調整の位置及び幅員 16 給水施設及び排水施設の位置		造成計画平面図	1/500 以上 ただし、ゴルフコースの建設の用に供する開発行為の計画は、1/2,000 以上	1 開発区域を正区に分けるときは正区算 2 現況の地形（等高線は2メートルの等高線ごとに記入すること。） 3 地上部分については赤黄色で、盛土部分については赤緑色でそれぞれ色分け 4 法面保護の方法 5 がけ、擁壁の位置、種類、形状、長さ及び高さ 6 道路の位置、形状、幅員、勾配 7 道路の中心線及び計画高 8 街区の長辺及び短辺の長さ 9 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 10 公園、緑地及び広場並びに公益的施設の敷地、位置及び形状 11 縦断断面の表示 12 1ヘクタール以上の位置及び高さ 13 消防水利施設等の位置及び形状 14 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状	・現況線は細く、計画線は太く表示すること。	造成区域縦断断面図	縦断断面図 1/500 以上 横断断面図 1/100 以上	1 開発区域の縦断（実測） 2 縦断断面図 3 基準線（D、L） 4 現況地盤面と計画地盤面 5 地上部分については赤黄色で、盛土部分については赤緑色でそれぞれ色分け 6 計画地盤高及び現況地盤高 7 がけ、擁壁及び道路の位置、種類及び形状 8 ボックスカルットの、多孔質、その他構造物の位置、種類及び形状 9 土留の位置、形状及び勾配 10 法定外公共物の位置及び幅員	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。 ・現況線は細く、計画線は太く表示すること。	P40
図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考															
		10 敷地に係る予定建築物等の用途 11 公益的施設の敷地の名称、位置、形状及び面積 12 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、標本又はその案図の位置 13 建築物を設ける場合にあっては、建築物の位置、形状及び幅員 14 のり面（がけを含む。）の位置、形状及び勾配 15 調整の位置及び幅員 16 給水施設及び排水施設の位置																
造成計画平面図	1/500 以上 ただし、ゴルフコースの建設の用に供する開発行為の計画は、1/2,000 以上	1 開発区域を正区に分けるときは正区算 2 現況の地形（等高線は2メートルの等高線ごとに記入すること。） 3 地上部分については赤黄色で、盛土部分については赤緑色でそれぞれ色分け 4 法面保護の方法 5 がけ、擁壁の位置、種類、形状、長さ及び高さ 6 道路の位置、形状、幅員、勾配 7 道路の中心線及び計画高 8 街区の長辺及び短辺の長さ 9 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 10 公園、緑地及び広場並びに公益的施設の敷地、位置及び形状 11 縦断断面の表示 12 1ヘクタール以上の位置及び高さ 13 消防水利施設等の位置及び形状 14 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状	・現況線は細く、計画線は太く表示すること。															
造成区域縦断断面図	縦断断面図 1/500 以上 横断断面図 1/100 以上	1 開発区域の縦断（実測） 2 縦断断面図 3 基準線（D、L） 4 現況地盤面と計画地盤面 5 地上部分については赤黄色で、盛土部分については赤緑色でそれぞれ色分け 6 計画地盤高及び現況地盤高 7 がけ、擁壁及び道路の位置、種類及び形状 8 ボックスカルットの、多孔質、その他構造物の位置、種類及び形状 9 土留の位置、形状及び勾配 10 法定外公共物の位置及び幅員	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。 ・現況線は細く、計画線は太く表示すること。															

頁	改正前	頁	改正後															
P40	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の名称</th> <th>縮尺</th> <th>明示すべき事項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>           10 敷地に係る予定建築物等の用途            11 公益的施設の敷地の名称、位置、形状及び面積            12 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、標本又はその案図の位置            13 建築物を設ける場合にあっては、建築物の位置、形状及び幅員            14 のり面（がけを含む。）の位置、形状及び勾配            15 調整の位置及び幅員         </td> <td></td> </tr> <tr> <td>造成計画平面図</td> <td>1/500 以上 ただし、ゴルフコースの建設の用に供する開発行為の計画は、1/2,000 以上</td> <td>           1 開発区域を正区に分けるときは正区算            2 現況の地形（等高線は2メートルの等高線ごとに記入すること。）            3 地上部分については赤黄色で、盛土部分については赤緑色でそれぞれ色分け            4 法面保護の方法            5 がけ、擁壁の位置、種類、形状、長さ及び高さ            6 道路の位置、形状、幅員、勾配            7 道路の中心線及び計画高            8 街区の長辺及び短辺の長さ            9 予定建築物等の敷地の形状及び計画高            10 公園、緑地及び広場並びに公益的施設の敷地、位置及び形状            11 縦断断面の表示            12 1ヘクタール以上の位置及び高さ            13 消防水利施設等の位置及び形状            14 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状         </td> <td>           ・現況線は細く、計画線は太く表示すること。         </td> </tr> <tr> <td>造成区域縦断断面図</td> <td>縦断断面図 1/500 以上 横断断面図 1/100 以上</td> <td>           1 開発区域の縦断（実測）            2 縦断断面図            3 基準線（D、L）            4 現況地盤面と計画地盤面            5 地上部分については赤黄色で、盛土部分については赤緑色でそれぞれ色分け            6 計画地盤高及び現況地盤高            7 がけ、擁壁及び道路の位置、種類、形状及び幅員並びに高さ            8 ボックスカルットの、多孔質、その他構造物の位置、種類及び形状            9 土留の位置、形状及び勾配            10 法定外公共物の位置及び幅員         </td> <td>           ・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。            ・現況線は細く、計画線は太く表示すること。         </td> </tr> </tbody> </table>	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考			10 敷地に係る予定建築物等の用途 11 公益的施設の敷地の名称、位置、形状及び面積 12 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、標本又はその案図の位置 13 建築物を設ける場合にあっては、建築物の位置、形状及び幅員 14 のり面（がけを含む。）の位置、形状及び勾配 15 調整の位置及び幅員		造成計画平面図	1/500 以上 ただし、ゴルフコースの建設の用に供する開発行為の計画は、1/2,000 以上	1 開発区域を正区に分けるときは正区算 2 現況の地形（等高線は2メートルの等高線ごとに記入すること。） 3 地上部分については赤黄色で、盛土部分については赤緑色でそれぞれ色分け 4 法面保護の方法 5 がけ、擁壁の位置、種類、形状、長さ及び高さ 6 道路の位置、形状、幅員、勾配 7 道路の中心線及び計画高 8 街区の長辺及び短辺の長さ 9 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 10 公園、緑地及び広場並びに公益的施設の敷地、位置及び形状 11 縦断断面の表示 12 1ヘクタール以上の位置及び高さ 13 消防水利施設等の位置及び形状 14 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状	・現況線は細く、計画線は太く表示すること。	造成区域縦断断面図	縦断断面図 1/500 以上 横断断面図 1/100 以上	1 開発区域の縦断（実測） 2 縦断断面図 3 基準線（D、L） 4 現況地盤面と計画地盤面 5 地上部分については赤黄色で、盛土部分については赤緑色でそれぞれ色分け 6 計画地盤高及び現況地盤高 7 がけ、擁壁及び道路の位置、種類、形状及び幅員並びに高さ 8 ボックスカルットの、多孔質、その他構造物の位置、種類及び形状 9 土留の位置、形状及び勾配 10 法定外公共物の位置及び幅員	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。 ・現況線は細く、計画線は太く表示すること。	P40
図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考															
		10 敷地に係る予定建築物等の用途 11 公益的施設の敷地の名称、位置、形状及び面積 12 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、標本又はその案図の位置 13 建築物を設ける場合にあっては、建築物の位置、形状及び幅員 14 のり面（がけを含む。）の位置、形状及び勾配 15 調整の位置及び幅員																
造成計画平面図	1/500 以上 ただし、ゴルフコースの建設の用に供する開発行為の計画は、1/2,000 以上	1 開発区域を正区に分けるときは正区算 2 現況の地形（等高線は2メートルの等高線ごとに記入すること。） 3 地上部分については赤黄色で、盛土部分については赤緑色でそれぞれ色分け 4 法面保護の方法 5 がけ、擁壁の位置、種類、形状、長さ及び高さ 6 道路の位置、形状、幅員、勾配 7 道路の中心線及び計画高 8 街区の長辺及び短辺の長さ 9 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 10 公園、緑地及び広場並びに公益的施設の敷地、位置及び形状 11 縦断断面の表示 12 1ヘクタール以上の位置及び高さ 13 消防水利施設等の位置及び形状 14 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状	・現況線は細く、計画線は太く表示すること。															
造成区域縦断断面図	縦断断面図 1/500 以上 横断断面図 1/100 以上	1 開発区域の縦断（実測） 2 縦断断面図 3 基準線（D、L） 4 現況地盤面と計画地盤面 5 地上部分については赤黄色で、盛土部分については赤緑色でそれぞれ色分け 6 計画地盤高及び現況地盤高 7 がけ、擁壁及び道路の位置、種類、形状及び幅員並びに高さ 8 ボックスカルットの、多孔質、その他構造物の位置、種類及び形状 9 土留の位置、形状及び勾配 10 法定外公共物の位置及び幅員	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。 ・現況線は細く、計画線は太く表示すること。															



P37

図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考
排水施設 計画平面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 排水区域の区域界（区域外も含む）</li> <li>2 道路側溝その他の排水施設的位置、形状、幅員及び勾配</li> <li>3 排水管の勾配及び管径</li> <li>4 人孔の位置及び人孔間の距離</li> <li>5 水の流れる方向</li> <li>6 吐口の位置</li> <li>7 調整池を設ける場合においては、調整池の位置及び形状</li> <li>8 放流先の河川又は水路の名称、位置、形状及び勾配</li> <li>9 予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> <li>10 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高</li> <li>11 のり面（勾配を含む）又は調整池の位置及び形状</li> </ol>	
排水施設 構造図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路側溝その他の排水施設の構造、材料、形状及び幅員</li> <li>2 排水管の構造、材料及び内径の寸法</li> <li>3 人孔の構造及び形状</li> <li>4 排水施設の築造工及び吐口工の部分の形状</li> <li>5 放流先の河川又は水路の名称及び計画水位（排水位及び高水位）及び吐口の高さ</li> </ol>	*鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。
排水施設 計画縦断面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発区域の境界（赤線）</li> <li>2 排水施設的位置、種類、材料、形状、幅員、内径の寸法及び勾配</li> <li>3 水の流れる方向</li> <li>4 吐口の位置</li> <li>5 放流先の河川又は水路の名称</li> <li>6 流量計算を行った箇所での明示</li> <li>7 公共施設、公共的施設及び予定建築物等の敷地予定地等の計画高</li> <li>8 汚水処理場の位置及び形状</li> <li>9 調整池の位置及び形状</li> </ol>	
排水施設 計画断面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 排水施設的位置、形状、材料及び内径の寸法</li> <li>2 取水の方法及び位置</li> <li>3 排水口の位置及び幅員</li> <li>4 ホップ施設、貯水施設、排水施設の位置及び形状</li> <li>5 予定建築物等の敷地の形状</li> </ol>	

P41

図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考
排水施設 計画平面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 排水区域の区域界（区域外も含む）</li> <li>2 道路側溝その他の排水施設的位置、形状、幅員及び勾配</li> <li>3 排水管の勾配及び管径</li> <li>4 人孔の位置及び人孔間の距離</li> <li>5 水の流れる方向</li> <li>6 吐口の位置</li> <li>7 調整池を設ける場合においては、調整池の位置及び形状</li> <li>8 放流先の河川又は水路の名称、位置、形状、幅員及び勾配</li> <li>9 予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> <li>10 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高</li> <li>11 のり面（勾配を含む）又は調整池の位置及び形状</li> </ol>	
排水施設 構造図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路側溝その他の排水施設の構造、材料、形状及び幅員</li> <li>2 排水管の構造、材料及び内径の寸法</li> <li>3 人孔の構造及び形状</li> <li>4 排水施設の築造工及び吐口工の部分の形状</li> <li>5 放流先の河川又は水路の名称及び計画水位（排水位及び高水位）及び吐口の高さ</li> </ol>	*鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。
排水施設 計画縦断面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発区域の境界（赤線）</li> <li>2 排水施設的位置、種類、材料、形状、幅員、内径の寸法及び勾配</li> <li>3 水の流れる方向</li> <li>4 吐口の位置</li> <li>5 放流先の河川又は水路の名称</li> <li>6 流量計算を行った箇所での明示</li> <li>7 公共施設、公共的施設及び予定建築物等の敷地予定地等の計画高</li> <li>8 汚水処理場の位置及び形状</li> <li>9 調整池の位置及び形状</li> </ol>	
排水施設 計画断面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 排水施設的位置、形状、材料及び内径の寸法</li> <li>2 取水の方法及び位置</li> <li>3 排水口の位置及び幅員</li> <li>4 ホップ施設、貯水施設、排水施設の位置及び形状</li> <li>5 予定建築物等の敷地の形状</li> </ol>	

P38

図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
道路計画 縦断面図	1/500 以上	1 道路の縦断面図(パーセント) 2 計測地盤面 3 計測地盤高 4 車道幅及び歩道幅 5 基準線 (D、L)	・開発区域外の道路との関係を明示すること。
道路計画 標準断面図	1/50 以上	1 道路の縦断面図(小文字を含む) 2 道路の縦断面図(パーセント) 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物(埋設管等)の位置、形状及び寸法 6 交通安全施設の状態、構造及び基礎形式	
がけの新断面図	1/50 以上	1 がけの高さ、勾配及び土質の種類(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの上質の種類及び地層の厚さ) 2 現況地盤面及び計測地盤面 3 小径の位置及び幅 4 石張り、巻り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法	・現況図は細く、計測図は太く表示すること。 ・がけの傾斜の地盤面も必要範囲で併せて示すこと。
擁壁の新断面図	1/50 以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 擁壁のコンクリートの品質及び寸法 4 排水溝の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背面の地盤面 8 必要地耐力	・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定書の写しを添付すること。 ・基礎杭においては横断面を添付すること。 ・国土交通省タイプ以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地で確認すること。
防災計画図	1/500 以上	1 地形(等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること) 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 堤防の位置及び形状 4 排水路断面 5 ハード舗装範囲及び排水 6 工事中の排水排水種類及び排水計画 7 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間	・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な対策について記載した書面及び関係行為に供する工事の工程表を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。

(注) 上記の図面の作成に当たって使用する凡例については、次頁の表によること。

P42

図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
道路計画 縦断面図	1/500 以上	1 道路の縦断面図(パーセント) 2 計測地盤面 3 計測地盤高 4 車道幅及び歩道幅 5 基準線 (D、L)	・開発区域外の道路との関係を明示すること。
道路計画 標準断面図	1/50 以上	1 道路の縦断面図(小文字を含む) 2 道路の縦断面図(パーセント) 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物(埋設管等)の位置、形状及び寸法 6 交通安全施設の状態、構造及び基礎形式	
がけの新断面図	1/50 以上	1 がけの高さ、勾配及び土質の種類(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの上質の種類及び地層の厚さ) 2 現況地盤面及び計測地盤面 3 小径の位置及び幅 4 石張り、巻り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法	・現況図は細く、計測図は太く表示すること。 ・がけの傾斜の地盤面も必要範囲で併せて示すこと。
擁壁の新断面図	1/50 以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 擁壁のコンクリートの品質及び寸法 4 排水溝の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背面の地盤面 8 必要地耐力	・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定書の写しを添付すること。 ・基礎杭においては横断面を添付すること。 ・国土交通省タイプ以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地を確認すること。
防災計画図	1/500 以上	1 地形(等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること) 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 堤防の位置及び形状 4 排水路断面 5 ハード舗装範囲及び排水 6 工事中の排水排水種類及び排水計画 7 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間	・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な対策について記載した書面を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。

(注) 上記の図面の作成に当たって使用する凡例については、次頁の表によること。



頁	改正前	頁	改正後
裏表紙	<p data-bbox="573 970 904 1086" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">令和5年4月1日 発行：宇部市 編集：宇部市都市政策部建築指導課</p> <p data-bbox="434 1123 524 1142">(再生紙使用)</p>	裏表紙	<p data-bbox="1503 970 1834 1086" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">令和6年4月1日 発行：宇部市 編集：宇部市都市政策部建築指導課</p> <p data-bbox="1364 1123 1453 1142">(再生紙使用)</p>